ＵＳＢメモリの管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：総務部ＩＴ推進課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　ＩＴセキュリティに係るＩＴ推進課の役割  情報セキュリティとは、「電子計算機、情報通信ネットワーク、情報システム及びデータの安全性及び信頼性を確保すること」であり、ＩＴ推進課は庁内の情報セキュリティに関する事務を担っている。  ２　職員端末機のＵＳＢメモリ使用制限  ア　平成21年10月　「職員端末機等管理運用要領」の改訂  「職員端末機等のＵＳＢコネクタを利用する外部記憶媒体等は、原則使用してはならない。」（第８条）と規定された。ただし、やむを得ない理由により当該制限を解除する時には、ＩＴ推進課長へ依頼が必要であった。  イ　平成26年３月31日　　同要領の廃止  ＵＳＢ接続の記憶装置等の原則使用禁止についての規定がなくなった。  ウ　平成26年４月１日　「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」の制定  各所属長が「利用者管理システム」を利用することにより、利用制限が解除できる旨の規定を追加した。  エ　平成26年８月　「利用者管理システム」によるＵＳＢ利用制限解除の運用開始  「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」  （情報端末機等の利用制限の解除）  第５条　行政情報化推進主任者は、情報端末機等の利用制限の解除等を行う必要がある場合、様式第２号によりＩＴ推進課長に申請しなければならない。  ２　ＩＴ推進課長は、前項の申請を受けた場合、情報端末機等の利用制限の解除等を承認することができ、その場合には前項の様式により行政情報化推進主任者に通知しなければならない。  ３　前２項については、利用者管理システムにより利用制限の解除を行うことができる場合を除く。  庁内ネットワークの利用者の情報を管理するシステム  平成26年８月に「利用者管理システム」が導入されたことに伴い、制限解除手    ＜現状のＩＴ推進課で用意した職員端末の制限解除状況（平成27年７月末現在）＞   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員端末機等 | | シンクライアント端末  （ＵＳＢメモリの使用が不可能） | 合計 | | 制限解除 | 制限非解除 | | 3,795台 | 2,736台 | 2,924台 | 9,455台 | | 40％ | 29％ | 31％ | 100％ |   　＜各所属で用意した職員端末の制限解除状況（平成27年７月末現在）＞   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員端末機等 | | 合計 | | 制限解除 | 制限非解除 | | 116台 | 428台 | 544台 | | 21% | 79％ | 100％ |   ３　ＵＳＢメモリの使用・管理等  　　「情報セキュリティに関する基本要綱」において情報資産等の使用・管理について、以下の定めがある。   1. 使用について   「職員は、原則として、私物の端末機や記録媒体を用いて業務を行ってはならない。」（第40条４項）とされている。   1. 管理について   同要綱第24条１項で、「情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適切に保管しなければならない。」とし、同条第３項で、重要度１（個人情報及び情報セキュリティの侵害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報）のデータを記録した記録媒体については、「耐火、耐熱及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管をするよう努めなければならない。」と定めている。  なお、重要度２（公開することを予定していない情報及び情報セキュリティの侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報）以下のデータを記録した記録媒体については、同要綱に特段の定めがない。 | １　かつてＵＳＢメモリの使用は原則として禁止と規定されていたが、現在ではその要領は廃止されており、明文の規定がない状況である。  なお、従前から各所属の判断によりＵＳＢの利用制限解除をＩＴ推進課へ文書で依頼していたが、平成26年８月からは「利用者管理システム」を用いて所属長等が利用制限解除を行えるようになった。ＵＳＢメモリ使用のための職員端末機における使用制限解除の判断基準について、大阪府として示していない。  ２　私物ＵＳＢメモリの使用禁止、情報資産の保管における一定の義務は要綱に記載されているが、使用するＵＳＢの登録や保管等についての具体的な定めはない。  ３　ＵＳＢメモリの使用や管理の実態を把握していない。  上記のように、ＵＳＢメモリの使用及び管理についての大阪府としての統制は不十分であり、ＵＳＢメモリによる情報漏えいのリスクへの対応が不十分である。 | ＵＳＢメモリの原則使用禁止の明文化や、ＵＳＢメモリの使用及び管理に関する適切なルールの制定など、情報セキュリティの強化にむけた取組を行われたい。  また、制度所管課として、各所属におけるＵＳＢメモリの使用実態を継続的にモニタリングすることを検討されたい。 |
| 措置の内容 | | |
| ＵＳＢメモリを含む外部記憶媒体の適切な管理のため、監査における指摘を踏まえ、「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」（以下「要綱」という。）の改正を行い、外部記憶媒体の利用制限について明記した（平成29年３月施行）。  また、本改正に合わせて、具体的な外部記憶媒体の取扱いを示した「情報端末機等における外部記憶媒体の取扱要領」を策定し、要綱とあわせて各部局へ周知した。  　ＵＳＢメモリの使用実態の継続的なモニタリングに関しては、要綱第６条（情報端末機等の利用制限の解除）及び様式第２号（情報端末機等の利用制限の解除等に関する依頼書）において、ＵＳＢ接続の制限解除期間は最長でも同一年度内である旨を明記し、年度ごとに利用制限解除依頼を受け付け、その都度、制限解除理由を確認する仕組みを整えた。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年８月19日、事務局：平成27年６月16日から同年７月30日まで）